

コンプライアンス

- 東京エレクトロングループでは、公正で信頼される企業活動を行うため、
- 企業倫理とコンプライアンスを徹底しています。

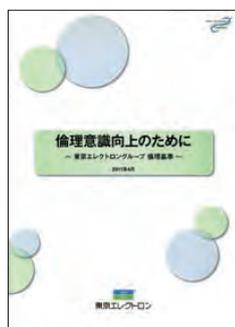
● 企業倫理・コンプライアンスについての考え方

ステークホルダーからの「信頼」は事業活動の生命線です。この「信頼」を維持するためには、企業倫理とコンプライアンス（法令等遵守）を継続的に実践していくことが欠かせません。「東京エレクトロングループにおける内部統制基本方針」においても、高い倫理観やコンプライアンス意識を持って行動することをグループ全社員に求めています。

● 倫理基準、倫理担当取締役、倫理委員会

グローバルな事業活動を行うための共通基準として、1998年に「東京エレクトロングループ倫理基準」を制定しました。また、同年より、倫理担当取締役を任命するとともに、企業倫理を浸透させるための運用機関として倫理委員会を設けています。倫理委員会は、倫理担当取締役、倫理委員長および国内外の主要なグループ会社の社長で構成されています。また、倫理委員会は半期に一度開催され、各社での倫理関連事案を報告するほか、倫理・コンプライアンスの向上のための施策などについて議論されます。

また、倫理基準とそのQ&Aをまとめた冊子は、日本語・英語・韓国語・中国語で作成され、海外を含むグループ全役員・社員に配布されています。さらに、環境や社会的要求の変化に応じて、倫理基準の見直しを適宜行っており、直近では2011年4月に倫理基準とそのQ&Aを改訂しています。



倫理基準冊子

東京エレクトロングループ倫理基準：

 <http://www.tel.co.jp/ir/rinri.htm>

● コンプライアンス・内部統制担当執行役員

当社執行役員の中にコンプライアンス・内部統制担当執行役員を任命し、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上とさらなる徹底に努めています。

● コンプライアンスの実践・徹底に向けた取り組み

倫理基準のもと、コンプライアンスに関する基本事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定しています。この規程は、当社グループの事業活動に従事する者が、

法令・規則、国際的なルールおよび社内のルールを正確に理解し、それらに則した行動を継続的に実践することを目的としています。

① 内部通報制度

当社グループでは、法令や企業倫理に反する疑いのある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を運営しています。グループ全体の通報窓口として倫理ホットラインとコンプライアンスホットラインを設置するとともに、海外拠点においては拠点ごとの通報窓口も設置しています。いずれの窓口においても、通報者の匿名性を保証するとともに、不利益がないことを確保しています。

② コンプライアンス教育

当社グループ内のeラーニングシステムを活用して、コンプライアンス基礎、内部統制、機密情報管理などの全役員・社員必修のWeb教育を展開するほか、インサイダー取引など階層別のWeb教育も実施しています。いずれの教育についても、定期的に受講促進を実施しています。この他、社内イントラネット内の専用Webサイトを通じた情報発信など、コンプライアンスの実践と意識向上に向けた施策を実行しています。

③ 国内法令管理

コンプライアンス違反リスクを軽減するため、業務や規程にかかわる国内法令について定期的に洗い出しを実施しています。これら関連法令の改正情報について、外部Webサービスを利用して適時に受領し、規程の改訂、業務手順の変更、関係者への周知など、適切な対応を行っています。

④ コンプライアンス・サーベイのフォロー

2010年12月にグループ全役員・社員を対象に実施したコンプライアンス・サーベイにおいてパワーハラスメントに関する教育を望む声が見られたことから、2011年度はパワーハラスメント防止対応について重点的に検討を行いました。パワーハラスメントに関する相談先について社内の相談窓口を周知するとともに、相談窓口担当者に向けたトレーニングを実施しました。また、2012年3月には、国内グループ会社の管理者層に対してパワーハラスメントに関するWeb教育を実施し、約2,300名が受講しました。